

第4章

ハンセン病問題をめぐるマスメディアの対応

— 信濃毎日新聞の紙面検証を中心に —

ハンセン病問題をめぐるマスメディアの対応についての検証を、信濃毎日新聞の紙面検証を中心に行なった。信濃毎日新聞は、1873年(明治6年)に「長野新報」として創刊以来130年を超える歴史を有し、発行部数は約48万部と、長野県を代表する新聞であり、長野県内の世論形成にも大きな影響を与えていたマスメディアである。

第1 ハンセン病関係記事の概観

信濃毎日新聞(以下「信毎」または「信毎紙」と略記する。)のハンセン病関係記事について、これを以下の3つの時期に区分して概観することとする。

- | | | |
|-----|-------------------------|---------------|
| 第1期 | 「癩予防ニ関スル件」から「らい予防法」改正まで | (1907年～1953年) |
| 第2期 | 「らい予防法」改正から同法廃止まで | (1953年～1996年) |
| 第3期 | 「らい予防法」廃止から現在まで | (1996年～) |

1 第1期

(1) 「癩予防ニ関スル件」制定時の解説記事

信毎は、近代日本最初のハンセン病立法である1907年(明治40年)3月18日の法律第11号「癩予防ニ関スル件」の公布を受けて、信毎紙同年4月8日及び同年7月20日付に「癩病に就ての話」と題する解説記事(ペンネーム入り)を掲載している。この記事は、以下のとおりハンセン病が恐るべき病気であることを印象付け、家族もろとも患者を社会から排除することを促すなどハンセン病に対する社会的差別・偏見をせん動・増幅する最悪の内容となっている。なお、上記法律の制定を促した国辱論の立場から書かれていることも文言上明らかである。

「此病は聞くさへも慄然とする程いやな病である 独逸の如きは山の奥へやり隔離して仕舞へとか云ふ意味でこれをアウスザッツと云ふそうだ、我国でも古来より『なりんぼう』『かつたい』『どす』『うちなり』『御大名』『生しやうが』『くづれ』『天刑病』などと唱へて居る、又手此恐るべく忌むべく厭ふべく嫌ふべき癩病は如何に我国に蔓延しつ々あるかと云ふに元より完全な統計ではないが現患者が三万四千以上もあると云ふから十分の取調をして見たら確かに十萬に近い患者があるであろうと思はるゝのである 果たして斯る多数の患者がありとすれば残念ながら我国は世界第一等の癩病国となる訳である 実に寒心に堪へぬ次第と謂はねばならん 試みに我県下における現患者を調べ

て見ると四百名近くある これ等の患者が今日の処では遠慮もなく出歩行で病毒を流して居るからたまたまものでない 一日も早く法律第十一号によりて取締を為し病毒の散蔓を防ぎたいものである 法律はこれ等患者を収容所に入れることを主眼として居る其収容所は何れに之を設くこととなるか未だ判然しないけれども先以て本県下には真平御免を蒙りたいものである」

さらに、「個人衛生 としては」との欄では以下のことが最も必要であるとしている。

- 一 患者と同宿又は接触せざること
- 二 癪病家族と婚姻せざること
- 三 患者は勿論其家族とも交通せざること
- 四 酒杯の交換やお先煙草を廃すること

最後は、「我国に於ても法律が発布せられたから^{いよいよ}実施となつた暁は収容せらるゝ訳になるか…病毒を流さぬやうになって自然患者も減少して来て世界第一等のレプラ国と謂はるゝが如き汚名を雪ぐことになるであらふと思ふ。」と結んでいる。

(2) 長島事件の報道

戦前におけるハンセン病にかかる著名な事件の一つである長島事件は、1936年(昭和11年)8月11日最初の国立ハンセン療養所である長島愛生園の入所者らの作業拒否から始まっている。信毎が報じた同年8月20日付の続報記事は、「癪患者七百名 ハンスト益々悪化 内務省愈よ弾圧か」という見出しのもとに現況や雰囲気を伝えているが、「争議団」に取材した形跡はうかがわれず、事件発生の原因にも触れていない。圈外にある第三者のスタンスで事件の外貌を報じるにとどまっている。

(3) 戦後の「無い県運動」の報道

1949年(昭和24年)11月19日付の信毎北信・中信版及び南信版は、「八名を草津へ ライ病を検診」との見出しで県内の8名のハンセン病患者が草津の栗生楽泉園に入所したこと、年末までに残る5名も入所予定であることを報じている。

同日付の読売長野版は、「ライ患者一掃 まず八名収容 県では今夏来県下の未収容ライ患者の一掃に乗出していたが、去る十五日疑似患者十五名について検診を行った結果八名がライ保菌者と判り直ちに草津温泉栗生楽泉園に収容した、このほか未収容患者五名が、山中で製材や伐採事業に従事しているのでこれを年内に収容し全国で初めてである無ライ県のトップを切ることとなった。」と、踏み込んだ報道を行っている。

信毎の記事も長野県衛生部は6月から「ライ病をなくす運動に乗り出した」と報じているが、全国的な動きとしては、1949年(昭和24年)6月に全国療養所長会議で第2次無い県運動の実施が決定され、1950年(昭和25年)4月から強制収容が開始されたとされている。してみると、確かに長野県の取組は全国に先駆けていたものと認められるが、その間の事情をうかがわせる報道はない。

信毎の報道は、読売のように「患者一掃」とか、長野県が無らい県運動のトップに立つとかまでは報道していないが、この運動の問題性や収容の際の人権侵害には触れていない。

このとき隔離された県出身者の1人は草津の療養所まで連れられていく途中、日赤病院や国鉄長野駅から受けた屈辱を終生忘れられないでいる。長野駅では白墨の線が2本引いてあってそこから出てはいけないとされ、改札口からではなくチッキの出口から出されている。日赤病院では靴は履いたまま、伝染病棟に入れられ、布団は貸してもらえず、朝の洗顔・トイレの使用も制限され、遺体の搬出口からしか外へ出してもらえなかつた。長野駅でも、日赤病院でも人間扱いされなかつた。

2 第2期

(1) 「らい予防法」改正をめぐる報道

「らい予防法」改正をめぐる報道としては、1953年(昭和28年)7月5日付の以下の記事のみである。

「ライ予防法改正法案に反対する全国十国立ライ療養所の代表患者たちは数日来国会陳情を行い、四日は二百余の患者が押しかけて反対を叫んだが、問題の予防法案は同日午後ついに衆議院を通過、参議院にまわされた。陳情団は夕刻になっても国会付近でがんばっていたが、午後十時半四十六名が徹夜の座込みをやりあととの患者達は一応北多摩郡東村山村の多磨全生園に引揚げた。

なお法案が通過したあとにも患者たちのなかには「集団脱走」その他の方法で闘っていこうとする強硬派もあり、成行きが注目されている。」

上記の記事はハンセン病入所者らによる戦後最大の闘いとなった「らい予防法改正闘争」のうちの一場面を伝えるものである。

ちなみに朝日新聞は入所者の反対運動を伝える記事として1953年(昭和28年)7月には1日から31日までの間に延6回、同年8月には1日と4日にそれぞれ掲載している。革新政党の機関紙は、ハンストの模様を写真入りで報道している。

(2) 「らい予防法」改正以後の報道

1953年(昭和28年)8月6日「らい予防法」は参議院本会議で可決成立、同月15日施行され歴史的な「らい予防法改正闘争」は終息した。これ以降1996年(平成8年)の「らい予防法」廃止にいたる40数年間に、信毎は以下のハンセン病に関する記事を掲載している。

- ア 国立駿河療養所の献身的な女性職員が中心になって「ライ患者に教会建設」した旨を伝える記事(1957年(昭和31年)11月26日付)
- イ 東京で「国際ライ学会開く」との記事(1958年(昭和33年)11月12日付)
- ウ 「ライ研究者」としての光田健輔医博にダミアン・ダットン章が授与されたとの写真付記事(1961年(昭和36年)2月6日付)

3 第3期

(1) 「らい予防法」廃止時の報道

1996年(平成8年)4月1日「らい予防法廃止法」が施行されたが、信毎はこれに先立つ同年3月28日付紙面でその前日に参議院本会議で同法が成立したことを報じ、「……現在では完治できる病気で、患者団体や医療関係者から同法はハンセン病患者に対する差別と偏見を助長するものとして廃止の声が上がっていた」と説明を加えたほか、第2社会面で、一ハンセン病患者「人間回復の道」一のタイトルのもと岡山の入所者の詩人秋田武松が「らい予防法廃止法」成立を機に人間回復を実現するため本名を名乗り出ることにしたとの囲み記事を掲載している。

さらに同月30、31日「さよなら らい予防法 人間回復への序章 上 下」という連続囲み記事で、当時の全患協会長高瀬重二郎、在日韓国・朝鮮人二世崔南龍がそれぞれの思いを伝えている。

厚生省が使用してきた「らい」の語が「ハンセン病」に改められたこの時期にいたり信毎紙もようやく問題の当事者に向き合う姿勢に転じている。これは当時のマスコミの大勢に添うものであった。「一般的にマスコミがハンセン病の隔離政策を問題として意識したのは『らい予防法』廃止がきっかけだった。」との指摘がある(泉潤「活きつづける光田イズム」(ハンセン病市民学会 年報2005))。

ちなみに一部の全国紙では、1994年(平成6年)5月13日盛岡市で開催中の第67回日本らい学会総会で当時の(財)藤楓協会の大谷藤郎理事長が「らい予防法」の廃止と新法の制定を提案して以降、ハンセン病問題の記事を、掲載している。毎日新聞は翌5月14日1面と社会面で上記大谷提案を伝え、同月17日「『らい』の歴史に何を学ぶ」というタイトルの社説を掲載している。朝日は同年7月17日「非常識な『らい予防法』」という編集委員による解説を掲載している。

さらに、1994年(平成6年)11月8日全国国立ハンセン病療養所所長連盟が「らい予防法」の廃止等の見解を決議したことを、毎日と朝日は翌日大きく報道している。朝日は翌年5月10日付の社説で「らい予防法をなくしたあとに」を論じている。

これらの報道は、「らい予防法」廃止へ向かって世論に影響を与えたものと思われる。

(2) 「熊本地裁判決」前後の報道

2001年(平成13年)5月11日「熊本地裁判決」、就任間もない小泉首相による控訴断念(同月23日)、議員立法で成立した「ハンセン病補償法(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律)」の公布施行(同年6月22日)と続くハンセン病問題の歴史的転回に際し、信毎紙は上記「熊本地裁判決」前後と控訴断念前後においてこの問題に多くのスペースをさいた。

(3) 「熊本地裁判決」以降の報道

上記判決以後も、信毎は積極的な報道を続けている。療養所に入所中の長野県出身者の軌跡についての長期連載、「最終報告書」・(韓国)ソロクト更生園並びに台湾樂生院訴訟事件・県下における当事者その他の取組状況・折々のハンセン病問題関係行事などについての報道、啓発記事、社説など当事者に目配りした報道姿勢をとってきた。

なお、後述の2003年(平成13年)11月に発生した熊本黒川温泉アイスター「宿泊拒否事件」報道に関連して、マスコミの今後のハンセン病報道について問題提起を行っている。

第2 問題点

1 紙面検証の必要性

以上のとおり現時点においては、むしろ信毎紙の積極的な報道振りが印象づけられるのであるが、過去の紙面については如何という問題を残している。

過去についての真摯な新聞社による自己検証は、以下の効果をもたらすであろう。

第一に、新聞社としての報道の姿勢・内容に対する読者の信頼感を醸成する。担当記者の個人的熱意を越えた新聞社としての姿勢が明らかになるからである。真摯な反省の表明がない場合には、現在は熱心に報道しているとしても、単に時の話題だから追っているにすぎないのか、内発性と恒常性のある報道なのか、外部からは不透明である。

第二に、現在の到達点からのゆり戻しや問題の風化に対する強い砦となる。

ハンセン病問題について、現在ゆり戻しや風化が懸念され、市民やメディアのさらなる努力が要請されている。これに関連して以下付記する。

ハンセン病問題について、かつて朝日新聞は先駆的な報道をしている。1952年(昭和27年)12月8日付朝日「今日の問題」欄で「ここにも人権を」としてハンセン病問題を論じている(「全患協運動史」)。1997年(平成9年)には、三宅一志記者による隔離政策を批判する優れた長期連載を地方版に掲載している(前掲泉「生きつづける光田イズム」)。しかしながら、この朝日においても、次のとおりゆり戻しが見られる。

すなわち、2005年(平成17年)年3月5日付の朝日山梨県版は、「ハンセン病報道のゆがみを検証」との見出しのもとに、小川正子記念館長末利光の著書「ハンセン病報道は真実を伝え得たか」の紹介記事を掲載している。この著書には以下の問題となる主張があった。すなわち、

アイスター「宿泊拒否事件」に際して菊池恵楓園入所者自治会に寄せられた中傷・誹謗の手紙3件を共感をもって引用し「誠にその通り。これに過ぎる国民世論はないだろうと思うことしきりです」と全面的にこれらを擁護していること。

あそこで追いかんだ上記自治会幹部の責任は免れないとしていること。

「光田健輔の完全な復権」や「再評価」を提案していること。

朝日新聞の上記記事は以上の問題のある主張についてノーチェックであり、「勉強不

足のマスコミ、人権教育の薄い行政、がむしゃらに自己主張をする一部の元患者と、ハンセン病を取り巻く状況は問題が多い」との著者末のコメントで記事を締めている(前掲泉「活きつづける光田イズム」)。

第三に、その時々の世間の耳目を惹く社会現象のフォローに終始することなく、いまだ世間が気づいていない、あるいは偏見に捉われている人権侵害を掘り起こすなど、たえず磨き澄まされ、鍛え直され続ける人権感覚で人権を擁護する役割を担い続けることを保障する。

2005年(平成17年)3月3日付信毎社説「自分自身の問題として ハンセン病」は、前記の「最終報告書」を受けて、「(同報告書は) マスコミの問題にも触れている。『継続的な人権侵害をニュースとして取り上げることに消極的だった』としている。報道に携わる者として、謙虚に受け止めたい。」と表明している。

前項の長島事件に関する記事並びに本項で検証する「ライ患者に教会建設」、国際ライ学会開催及び光田健輔の受賞に関する各記事、合計4点は信毎社から提供いただいたものであり、内部での検証が進んでいることをうかがわせるが、これまでのところでは公表された資料は見当たらない。

そこで、さきに述べた検証の諸効果が今後一層浸透することを期待して以下戦後の報道について具体的な紙面検証を試みたい。

2 1953年(昭和28年)「らい予防法改正法案」に関する報道—沈黙したことが問題

「らい予防法改正法案」に対する当事者らからの改正運動がくっきりと姿を現した1953年(昭和28年)5月頃から、同法案が成立した同年8月上旬ころまでの間に「らい予防法案」とこれに関連する報道としては、調べた限りでは、前記引用の7月3日付記事しかなかった。この記事にても「二百余の患者が押しかけて」という記述に見られるように戦前の長島事件報道と同様第三者的であり、当事者らの思いや「らい予防法改正」運動のもつ社会的歴史的意味をうかがわせるものでは全くなかった。この記事も含めて信毎紙としての問題は「らい予防法改正」の歴史的意味合いについて終始沈黙していたことである。少なくとも熊本日日新聞は、「らい予防法案と世間の偏見」と題する5月30日付社説で、この闘いにエールを送っている。

当時の信毎紙の沈黙のもつ眞の意味を探るためにには、社会的に孤立したこの闘争の敗北が爾後の当事者らの運命に末長く及ぼした決定的な悪影響—人生被害というべきものーを抜きにすることはできない。

1953年(昭和28年)5月には菊池恵楓園で「患者作業放棄」の闘いが始まり、その余の園でも次々に作業ストに入り、6月には栗生楽生園でハンストが始まり、その余の園に波及。7月には全患協が国会陳情、座込みを決行、1ヶ月以上に及ぶ。同月31日には多磨全生園の入所者が国会へ向けてデモ行進を敢行(この影響で1名の死者も出ている)、厚生省前の座り込みも再開された。

文字どおり生死をかけた闘いに敗北した原因是、無関心と敵意に囲まれた圧倒的な社会的孤立にほかならない。これを象徴的に示すエピソードとして、社会党左右両派(当時)に属する国会議員らが患者運動に敵対するにいたった事実が挙げられよう。座り込みなどの抗議行動に直面したとき偏見による怖れを共有する彼ら議員は政府側からの非難をかわすため、運動側を難詰することに転じている(藤野豊著『『いのち』の近代史』)。

退所規定を求めた「らい予防法改正」闘争の敗北によって絶対隔離政策は継続された。療養所に閉じこめられ、社会的に孤立した入所者からなる全患協(1996年5月全療協と改称)の運動は、所内の待遇改善などの経済闘争に軸足を置くものとなざるを得なかつた。「らい予防法」廃止の2年後、1998年(平成10年)7月31日、国に対し尊厳回復を求めて入所者13名が国賠訴訟を起こした時には、既に上記敗北後45年もの歳月が経過していた。「熊本地裁判決」までさらに3年。この間に入所者らは高齢化し、家族・故郷との絆を断たれ、余生を療養所で過ごさざるを得なくなつた。県出身者の多くが現在でも「そっとしておいてほしい」という心的態度をとっているのは以上の歴史的社会的与件のもとにおいてである。「らい予防法」改正当時の入所者の平均年齢はもっと低かった。もしも法改正闘争に勝利していれば、多くの入所者の人生が全く様相を異にしていたであろう。私たちは、無意識の偏見・差別ないし無関心から全患協に結集した入所者の闘いを孤立させ、その結果国の絶対隔離政策を許してしまった。入所者らをして施設中の安住を受忍させ、ついにはこれを一種の生活価値として内面化させ、二重に入所者の人としての尊厳を踏みにじった残酷さ一言葉の真の意味での人生被害を蒙らせることに加担してしまった。退所者らをして社会の偏見・差別にもろに曝されることにも加担してしまった。これら国による加害への加担責任は、ひとりマスコミのみが負うべきものではないことは勿論である。宗教、法曹、医学、教育、福祉など関係する全分野の責任でもある。ただマスコミの無関心と沈黙は、より広範な社会的無関心の反映であるとともに、情報に欠ける社会の無関心を助長・固定化してしまう点において、特別の社会的責任を負っているのではなかろうか。

信毎紙の場合、「らい予防法改正案」の審議と同時進行していたスト規正法案をめぐる攻防については、紙面でこれを追いつけていたほか、被差別部落についての実態調査(1953年6月16日付「一般人と結婚出来ぬ」)や村八分についての実態調べ(1953年7月20日付「完全絶交が百十一件」)を紹介する記事も掲載しており、労働者の権利や被差別者の人権にも目を行き届かせていた。信毎に限られることではないが、なぜ当時のマスコミは「らい予防法」改正問題について沈黙したのであろうか。その結果、前記の深刻な人生被害につながったとすれば、この沈黙についての自己検証は欠かせないと言わねばならない。

3 1957年(昭和32年)「ライ患者に教会建設」の記事—隔離による継続的人権侵害の隠蔽

この記事の末尾には患者の希望する教会建設に奔走した「救ライに生涯をささげるラ

イ療養所の一女子職員」の談話が以下のとおり掲載されている。

「世の中から見離されたライ患者にとって、宗教ほど心の慰めとなるものはありません。」一見何の問題もない美談の報道のようである。しかしながら、「世の中から見離され」て、特別な施設に「終生隔離される必要のある」特別な人々の存在を、そこだけ切り離して報道することは、ハンセン病は特別な病気だと思わせてしまい、差別と偏見を強めたのではないかが検討されるべきであろう。

インドのベロア一市にハンセン病患者のために作った新生活村を自ら閉鎖してしまったブラント博士は、「いくら施設が優れた機能をもっていても、それがハンセン病患者のみを対象としている限り、最終的には、ハンセン病患者の人間回復につながらない。そればかりか、特別なこの施設の存在そのものが、ハンセン病への偏見と差別につながっていることに気づいた」という。ブランド博士のこの洞察を援用して、犀川一夫博士は「ハンセン病患者だけの特別の施設を作ることは、社会一般の住民に、この病気は特別な病気であるというイメージを与えててしまうからである。」と述べている（犀川一夫「ハンセン病医療ひとすじ」）。きわめて示唆に富む見解である。上記信毎記事の与えるイメージはまさに隔離され、世の中から見離され、宗教に慰めを見出すほかない患者に終生免れない「特別な病気」としてのハンセン病にほかならない。

上記記事は絶対隔離政策を前提としている。しかし、この記事が掲載された1957年(昭和32年)当時は既に多くの「患者」が「患者」ではなくなっていくとともに、ハンセン病自体が普通の感染症として結核同様外来で治療できる時代に入っていた。その4年前には星塚敬愛園からプロミン第1号の退所者が盛大に送り出されている。退所規定がなく不必要的隔離を継続することとなる当時のハンセン病予防法制には構造的矛盾があり、国家による「人生被害」が構造化されていた。プロミンは療養所でなければ、投与されなかった。上記記事の与えるイメージはこれを隠蔽してしまうのである。

さらにこの記事は、自らの運命を自ら切り開きつつあった当時における入所者らの積極的な生き方をも見えにくくさせている。すなわち、プロミン獲得のために1949年(昭和24年)には多磨や栗生の入所者はハンストを決行している。1953年(昭和28年)の歴史的な「らい予防法」改正闘争を経て、なおその後の4年間にわたり国家とのもう一つの闘い、すなわち全患協が取り組んだ藤本松夫の裁判^{*1}に全国の入所者が注目していた時代であった。

※1 菊池事件。1951年(昭和26年)から1952年(昭和27年)にかけて熊本県菊池郡(現菊池市)で発生した事件。犯人として逮捕起訴された藤本松夫は菊池恵楓園内の拘置所や1953年(昭和28年)3月開設された菊池医療刑務支所内に設けられた特別法廷で審理された。殺人事件で1953年(昭和28年)8月29日死刑判決、3度再審請求を行うが、第3次再審請求が却下された翌日の1962年(昭和37年)9月14日朝福岡刑務所に移送され、同日午後死刑を執行された。執行命令は再審請求中の同月11日に出されていた。

4 1958年(昭和33年)「国際ライ学会ひらく」の記事—隔離政策の国際的孤立を隠蔽

1958年(昭和33年)11月に開催された「第7回国際ライ学会」の開会初日の模様を報じた記事である。「学会名誉総裁高松宮を迎える」「高松宮の開会宣言のあと、ライ患者の上に愛の手をさしのべられた故貞明皇后の御歌が常盤会によってうたわれた」とある。こうして、皇室を頂点とする社会的階層秩序が無意識のうちに再確認・強化されたのではないだろうか。

東京で開かれた上記国際学会の意義としては、日本の隔離政策が世界の潮流と逆行し、時代遅れの孤立したものであることが明らかになったことである。参加者の中に、このことのもつ意義をしっかりと受け止めた人物がいた。沖縄民政府公衆衛生福祉部長アーヴェン・H・マーシャル大佐である。1958年(昭和33年)12月2日付の沖縄タイムス夕刊は、「患者を在宅治療に マ公衆衛生部長の意見」との大きな活字の見出いで、前日のマ大佐の記者会見の模様を詳しく報じている。質疑応答の際にマ大佐は、「らいは他の伝染病と特別に区別する必要はないので、らいだけの法律は必要ない。国際らい学会で専門家の意見をきいたが、皆そう主張しているので、伝染病予防法にふくめた方がもっともいいと思う。」と言い切っている。

3年後の1961年(昭和36年)8月26日、占領下の琉球立法院の決議を経て「ハンセン氏病予防法」が公布された。「らいだけの法律は必要ない。」とのマ大佐の見解は無視された。それでも日本の「らい予防法」改正時には峻拒された退所・退院規定(7条)や在宅予防措置(8条)がこの「ハンセン氏病予防法」に挿入されている。

以上に照らすと、この記事もまた日本の隔離政策の問題性を社会の目から覆い隠す方向に働いたであろう。とくに皇室からさしのべられる「愛の手」という表現は、皇室の仁慈を印象づける蔭で、ハンセン病が特別な病気であるとの意識を温存させ、ハンセン病に対する偏見、差別を助長・固定化したことであろう。

5 1961年(昭和36年)「光田博士にダミアン ダットン章」の記事

この記事は、長年ハンセン病の医療にかかわった光田健輔の功績を讃えるものである。光田は1907年(明治40年)の「癩予防ニ関スル件」制定から1953年(昭和28年)の「らい予防法」改正までの第1期におけるハンセン病政策を主導した専門医の代表格であり、1898年(明治31年)東京養育院に勤務、1957年(昭和32年)長島愛生園園長を退官するまで約60年一貫して隔離政策の推進にあずかってきた。1951年(昭和26年)には文化勲章を受ける(同年11月4日付信毎は「柳田氏ら六氏 文化勲章授章」という簡短な記事でこれを報じている。)。隔離政策を継続してきた国家にとって、最大の功労者に違いない。しかし、隔離政策は重大な人権侵害(いわゆる人生被害)をもたらし続けた。これに主要にあずかった光田の責任はすでに公刊物・「最終報告書」などによって、十分明らかにされてきたところである。1915年(大正4年)以降の法的根拠を欠く(違法の疑いのある)断種、1931年(昭和6年)の「国立癩療養所患者 懲戒検束規定」制定の推進、1951年

(昭和26年)のいわゆる「三園長証言」における隔離継続・厳罰化・家族への断種の提言等々について、ここで繰り返すまでもない。ただ信毎が報道した前述の長島事件と密接にかかわる栗生楽泉園への「特別病室」という名の重監房設置については若干触れておきたい。

6 重監房問題と報道－光田健輔にかかる記事

隣接する群馬県草津町の栗生楽泉園と長野県とは縁がある。県出身者の半数近くがここに入所しているのみならず、県の必要とするハンセン病検診のための医師の派遣は常にこの園から仰いできた。

長野県民は古来草津温泉に親しんできた。同時にハンセン病に対する偏見の眼差しと不可分の温泉地でもあった。1907年(明治40年)7月20日付信毎の前記解説記事は、「草津温泉」について、ここに「癩病患者の集ると云ふのは其昔征夷大将軍源頼朝が浅間狩猟の際侍臣に癩病を病める者があって此温泉に入浴せしめたら全治したと云ふ口碑から癩病に奇効ありといはれ患者が集るやうになったとのことである。」とあり、古くからハンセン病と結びつけられていた。

草津町の一角にある湯之沢地区は、もとはハンセン病者が自立自活しながら治療していた地区であった。国立療養所栗生楽泉園の設立を機とする隔離推進策により患者の自立地区としては消滅した。園内には他の療養所にはみられない自由療養地区が設けられているが、これは隔離に対する湯之沢地区の抵抗を緩和するためであった(前掲藤野「『いのち』の近代史」)。

長島事件は、直接のきっかけはどうあれ、定員を大きく上回る人員を収容したため(定員890名のところ1163名を収容、273名超過)、医療・生活条件が悪化し、入所者の蓄積された不満が爆発したという事件である。にもかかわらず、この事件を契機に、光田をはじめ国立療養所の園長らは事件発生の翌1937年(昭和12年)香川県で会合し、栗生楽泉園に重監房を設置することを決定した。こうして1938年(昭和13年)12月24日「特別病室」が栗生楽泉園に設置される。これに先立つ10月28日光田は視察のため栗生楽泉園を訪れている。

この「特別病室」と命名された重監房は全国の入所者を対象とするものであったが、いかなる効果を及ぼしたであろうか。また実際にどのように使われたのであろうか。

効果については、問題のある入所者に療養所長が「しばらく草津に行って頭を冷やしてくるか」と脅すと、いかなる者もおとなしくなったという。なぜか。はやくも重監房設置の翌1939年(昭和14年)中に5名のモルヒネ中毒患者が他療養所より送致投獄され、うち2名が拘留87日目、152日目にそれぞれ監房内で縊死している(栗生楽泉園患者自治会編「風雪の紋」)。

さらに1940年(昭和15年)5月10~11日に開かれた官公立癩療養所長会議の場で、光田が園長をしている長島愛生園は「浮浪癩部落ノ迅速ナル解消及各癩療養所ノ協力」とい

う議案を提出し、栗生楽泉園は提出議案「癩予防法改正ニ関スル件」の中で、「官公立癩療養所長ニ対シ患者収容上必要ノ場合ハ何時ニテモ患者所在地警察署長ト協議ノ上患者収容ヲ為スコトヲ得ルコトニセラレタキコト」を要望している（前掲藤野「『いのち』の近代史」）。

1940年(昭和15年)7月9日警官ら220人によって熊本市本妙寺のハンセン病患者の集落が解体され、それまで自立自活していた集落は消滅した。この時には長島愛生園の職員も派遣されている。光田は「未曾有の快挙」と絶賛し、小川正子は園の上記派遣職員宛て書簡のなかで「本妙寺討ち入り」と表現している。この「討ち入り」により患者集落から合計157名が「狩込まれ」た。

上記患者の集落には「相愛更生会」という患者互助組織があり、「集落内に回春病院のような病院を設け、家族とともに患者が暮らせるような施設をつくりたい」とこれまでの公私立療養所とは違う、患者自治による「自由療養所」を構想していた（熊本日日新聞2002年7月22日朝刊）。上記「狩り込み」によって「相愛更生会」役員とその家族36人が栗生楽泉園に送られた。車が園に着くと、成人男性17人は「特別病室」に入れられた（熊本日日新聞2002年7月29日朝刊）。

「相愛更生会」という自治組織の役員が目指していた療養所外の地域での、患者たちの自立自活は重監房監禁相当の非行・犯罪扱いを受けたことになる。

戦後の栗生楽泉園のいわゆる人権闘争のさなか、生活擁護患者大会名の厚生大臣あての1947年(昭和22年)9月5日付要求書には、「特別病室」における未曾有の人権侵害が以下のとおり告発されている。

「人権蹂躪、不法監禁致死殺人嫌疑事件の数々が吾々に依って暴露確認された。即ち昭和十四年来当園の超重監獄に投獄された者は、名簿だけで明らかになっているもの其の数九十二件、而して一件書類なしで処分投獄された数は九十件中七〇名を占めている。一件書類が整って処断されたのがただの一件である。九十二件中参拾日以上の不法監禁に処せられた数は実に八五%を占めている。

九十二件中死亡者数は二十二件、其の中二十件は残酷なる処遇に依って致死及至殺されたものと推定することができる。即ち冬期は本獄は零下十七度以下まで下るのに薄き布団二枚で板の間に起伏せしめ、加えて極度に湿気強く半暗室の房であった。食糧は握飯一個梅干一個の残虐な待遇であった。敷布団はバリバリに凍結し、かけ布団の襟には氷柱が下っていたと言ふ。獄死者は全身凍傷に侵され無惨な死相を呈していた。一件書類なしで五〇〇日以上の拘禁された者堺泰は、夫が社会に於て閻行為をしていた其の内妻であるとの理由で参百九拾日の拘禁に処せられたのである。」

上記要求には「不法監禁致死殺人嫌疑者の厳重なる処罰」の一項も含まれていたが、責任を問われて処罰された者は皆無であった（以上前掲「風雪の紋」）。

これでは全国の入所者が「草津」と聞いただけで怖れ慄いても当然である。

以上のように見えてくると、重監房への違法監禁による事実上の入所者虐殺は、光田の推進した絶対隔離政策に不可欠な強権的管理の帰結であった。

「特別病室」問題は、1947年(昭和22年)年9月18日、国会でも追及され、同月21日には3人の国会議員からなる調査団が栗生楽泉園を訪れて調査している。これには日本ニュース、朝日、上毛などの記者が同行していた。信毎紙上には、この間の動きを伝える記事は見当たらなかった(当時は戦後間もないころで、紙面も2頁にすぎず、検証の意味は乏しいかもしれない)。いずれにしても、「日本人では初めての」光田のダミアン・ダットン章の受章を写真入りで大々的に報道していることは、少なくとも1961年(昭和36年)頃には光田が60年間一貫して推進したハンセン病患者隔離政策に対する問題意識が信毎にはなかったことを示すものである。

第3 アイレディース宮殿黒川温泉ホテルの「宿泊拒否事件」と報道

2003年(平成15年)11月発生したアイレディースホテルの「宿泊拒否事件」は、ハンセン病に対する差別・偏見の根深さをさまざまと示すものであった。この事件に関して「自治会には匿名の心ない誹謗・中傷の手紙類が約150通ほど殺到した」(反面、温かく力強い支援・激励の手紙類が倍の約300通届いている)という(太田明「小川正子記念館長は眞実を書き得たか」(ハンセン病市民学会年報2005))。

同時にこの事件は、「らい予防法」廃止後7年余、「熊本地裁判決」・ハンセン病補償法施行後2年余経過した時期に発生していること、事件報道に問題があったことが当事者から批判されていること、事件と報道をめぐって論争が進行していることから、まさにハンセン病についての現在の社会的意識及びこれと報道とのかかわり・問題点を浮きぼりにするものとなっている。

(1) まず、一連の経過のなかで菊池恵楓園自治会が宿泊を拒否したホテル総支配人(女性)の謝罪文を受取らなかった事実とこれを伝えた報道について検討することとする。

前記末は「一部の入所者たちのガムシャラな自己主張」を指弾している。もし入所者自治会の謝罪文受領拒否が自治会に対する非難の理由のひとつになっているとすれば、拒否の理由やホテル側の対応を具体的に伝えなかった「表面的な報道」の責任が問われることとなろう。

自治会の方では謝罪文を受け取るつもりで臨んだのに、ホテル側の「謝罪」内容が宿泊を拒否したことに対する謝罪とはなっていなかったとしたら、また本社で宿泊拒否を決定しているので、総支配人個人の謝罪文ではなく、ホテル本社社長のそれを求めたにすぎなかったとしたら、そして謝罪を受けての「自治会の見解文」まで予め用意されて

いたとしたら、自治会側に非はないことになるのではないか。こうした事情を抜きにして自治会謝罪拒否との表面的な報道がなされてしまうと、実情から遊離した「あまりにも硬直している」といった受け止め方、さらにはあらぬ憶測・非難が生み出されてしまうのではなかろうか。報道する側が自治会の真意・姿勢、他方でホテル側が謝罪しないということを伝えていれば、世間の受ける印象は逆になっていたのではなかろうか。後日NHK教育テレビ「ETV特集」の特別番組は、上記の事情を詳しく報道しているが、こうした報道姿勢が望ましいことは言うまでもない。

当時の自治会の姿勢をうかがわせる資料として、幻に終わった11月20日付「自治会の見解文」がある。以下はその一部である。

- 1 長い間、らい予防法のもとで施設に隔離され、社会から排除されてきた者として当該ホテルの旅館組合除名はしのびない。
- 1 当該ホテル及び黒川温泉が名実ともに、社会の全ての人々の慰しと安らぎの観光温泉地として益々発展することを希う。

(以上前掲太田「小川正子記念館長は真実を書き得たか」)

ここには、相手を廃業に追い込むような「ガムシャラな自己主張」などとは正反対の、むしろ相手を思いやる温もりがこもっている。

さらに、自治会は廃業により解雇された元アイレディースホテル社員らと交流し、相互支援の関係をつくり上げている。ハンセン病市民学会第一回交流集会で、元社員は「ホテルの廃業の被害者となって、これまで見えないものが見えるようになりました。宿泊拒否をされた被害者の痛みが、多少とも私たちに共有できるようになったのです。…(中略)…ところが、解雇された私たちに対して、菊池恵楓園の皆様をはじめたくさんの方たちは、非難でも中傷でもなく、やさしさを持って接して下さり、私たちは、人権について、人間らしさについて、真摯に学ぶことが出来ました。」と報告している(永野弘行・志村康「温泉宿宿泊拒否事件を総括する」(ハンセン病市民学会年報2005))。

以下のような当事者からの声に接しない限りなかなか事態の真相が判明しない分だけ、報道の不十分さがあったこととなる。

「私はここでマスコミのいわゆる報道について、アイスターの問題については私達に誹謗中傷の手紙、ファックス、電話というものがどしどし寄せられております。その一番の原因はマスコミの報道が謝罪を拒否という見出しで報道されたという所にあると思います。アイスター社は謝っていない。謝らなかった。それを何故謝ったかの如く、記者の諸君がとらえたのでしょうか。謝っていない。そこで頭を下げたのは『こんなに大騒ぎになって皆さんにも大変御迷惑をおかけしました、宿泊拒否については、ホテル、旅館業者としては断るのが当然でしょう』、その態度は全くえていない、変えなかっ

たにもかかわらず、『こんな大騒ぎになったことを皆さんにお詫びします』と頭を下げた。そのことをマスコミは謝罪とし、自治会は拒否という風に書いてしまった。そのことがその後の誹謗中傷の渦に私達巻き込まれたわけです」（前掲永野・志村「温泉宿泊拒否事件を統括する」）。

報道側にとって、ここから汲み取れる教訓は、事件報道にあたり当事者の思いを何よりも大事にすることではなかろうか。

信毎は通常の事件報道だけではなく、事件が山を越した12月8日、作家でもある県内のハンセン病回復者へのインタビュー記事とともにホテル側の対応経過に焦点を当てた記事を掲載している。ホテル側は宿泊拒否が公表された後でも、これを正当化する発言をしていたこと、ホテル側に対する熊本県の指導、同県議会からの批判、検察庁の立件の動き、ホテル組合からの除名などを報じている。

上記の限りではとりわけ問題とすべきところはなさそうであるが、「宿泊拒否事件」におけるマスコミ報道については、現代の社会意識に十分抗し得なかったとの指摘もあるので、今後の紙面検証を深めるという趣旨で、次項に述べるところが参考になれば幸いである。

（2）ハンセン病についての現在の社会的意識及びこれと報道とのかかわり・問題点について

この事件の渦中にいた熊本日日新聞の泉潤記者の基本的視点は、「ソフトな隔離主義」批判にある。「強制収容などの強権的な隔離政策については、現在の視点から見れば、批判はたやすい。しかし、昭和30年代からの療養所の処遇改善路線を始めとするソフトな隔離主義については、その欠陥は見えにくく、現在でも、しばしば批判どころか、称賛の対象となったりする。……(中略)……末氏が擁護する『光田イズム』『救らい思想』……の考え方は、現代社会においても受け入れられやすい状況にあるのではないか。」

上記の視点から泉記者は以下のとおり指摘している。

「『宿泊拒否事件』の際、熊日には多くの読者から意見が寄せられた。私も何度も電話を受けたのだが、その半数以上が『まだ、社会にはハンセン病に対する差別意識が残っている。性急に事を進めず、差別意識が解消されるまでもう少し待ってはどうか』というものだった。こうした意見を寄せる読者は必ず『自分には差別意識はない』と付け加え、善意の意見であることを強調される。しかし、こうした人々は、この意見が、昭和30年代に社会復帰を取り入れた『らい予防法』の改正を検討しながら見送った厚生省の考え方と同じものであることを知らない。そして、結果的に、『終生隔離』を支える考え方であることにも気づいていない。

残念ながら、『宿泊拒否事件』では、マスコミ報道はこうした社会意識に十分抗し得たとは言えず、表面的な報道によって、かえって被害者である入所者への反発を引き出し

てしまう側面もあった」(前掲泉「活きつづける光田イズム」)。

1950年代後半以降のソフトな隔離政策には、物的的な基盤がある。どこの国立療養所も国費によってそれなりに整備されてきたし、終の棲家をここと定めざるを得なくなつた高齢の入所者には「そっとしておいてほしい」という意識も強い。したがつて、「社会には差別意識が残っている。性急に事を進めるな」という「善意」は絶えず再生され、結局「終生隔離」が支えられてしまう。泉記者が言うようにソフトな隔離主義の岩盤は固い。

2003年(平成15年)12月8日付前記信毎のインタビュー記事の中で「療養所にいる人が1人残らず長野県に戻ってくるまで活動していく」との回復者の決意が紹介されている。社会復帰の裏側は、ハンセン病のための特別施設の解体にはかならない。特別施設がある限り、ハンセン病は「特別な病気」であり、「終生隔離」が続く。

ソフトな隔離主義の固い岩盤を穿つて止まない強い批判的視点に立ってハンセン病報道をされるよう切望する次第である。

第4 その他

「らい予防法」廃止ないし「熊本地裁判決」以後、ハンセン病問題について信毎が積極的に報道してきたことは、前述のとおりである。1、2を紹介しておきたい。

1 長野市湯谷小学校におけるハンセン病問題取組についての一連の報道

長野市湯谷小学校の5年生のあるクラスの児童らが担任教師やハンセン病回復者の熱意ある指導によってハンセン病問題に目覚め、卒業後も黒川温泉「宿泊拒否問題」を受けて、勉強会を開いたという姿を追っている(2004年(平成16年)1月13日付「ハンセン病問題 13歳動く」)。

ちなみに、沖縄愛楽園入園者自治会の迎里竹志副会長も、小学生、中学生、高校生、大学生それぞれへの講演の体験から、小学生が一番率直に質問してくるし、進んで自分の指にも触れてくると述懐しておられる。今では「沖縄に追いつけ」と言われているくらいの先進地になっている沖縄と同質の体験が県内でも積み重ねられてきたことから、今後進むべき方向も見えてきている。信毎紙がこれを側面から支えてきたことは高く評価される。

2 長野県発行の啓発パンフレットに対する批判

「熊本地裁判決」後、長野県衛生部保健予防課(当時)が作成配布した啓発用パンフレット「ハンセン病を、正しく知ってください」及び「ハンセン病を知っていますか?」(小学5年生用)は、いずれも強制隔離政策についての県の責任について一切言及するところがない。2002年(平成14年)6月頃、徳島県、鳥取県、青森県、岡山県などの各県知事は、いずれも県の責任者として、国の隔離政策に対するそれぞれの県の関与、役割、

協力について謝罪している。和歌山県知事は、端的に、同県が行った施策に人権無視の対応があったことを謝罪している。県内にハンセン病療養所はないが、県知事が県出身者に謝罪した鳥取県、徳島県、和歌山県については、県による具体的施策が推進されている。

長野県の上記姿勢は、県の過去の施策について正しく検証し、責任を明らかにし、これを将来へ向けて生かそうとはしないことに通じるものである。上記パンフレットにおける県知事の謝罪の欠落を信毎が紙面で指摘したことは、ハンセン病問題への真摯な取組を県に促したものとして評価したい。

第5 むすび

信毎から提供いただいた記事を含む「らい予防法」廃止以前の諸記事について書きながら実感したことは、表面的な報道のかけで、またはまったく報道のなされていないところで、重大な人権侵害が犯されてきたということであった。こうしたことは今でも繰り返されているのではないか。確かに情報は溢れている。しかし、人権や自由にとって真に必要な情報が十分に提供されているだろうか。私たちはパレスチナやイラクの人権侵害についてどれだけ実感し得ているだろうか。遠い外国だけではない。県内のどこかで、今も、社会の目が届かないまま、人権侵害が犯され続けているかもしれない。これについて無関心であることは本来許されるべきことではない。だが、残念ながら人は知らないことには関心の向けようがない。ここで不可欠になるのがマスコミの伝える真実報道である。一旦報道されれば、社会に与える影響は巨大であり、人権侵害が克服される端緒となる。逆に報道されても問題点から逸れていたり、報道そのものが空白だったりすると、そのかけで人権侵害が絶えないこととなる。

信濃毎日新聞をはじめとする長野県のメディアがたえず一般社会に先駆けて、人権問題を堀り起こし、警鐘を乱打することによって、県民の目がこれに注がれて問題が顕在化し、解決にいたるよう切望してやまない。

(参考文献)

- ・「ハンセン病市民学会 年報2005」(2005年12月)
- ・「全患協運動史」全国ハンセン氏病患協議会（一光社 1977年）
- ・『『いのち』の近代史 『民族浄化』の名のもとに迫害されたハンセン病患者』
藤野 豊（かもがわ出版 2001年）
- ・「ハンセン病医療ひとすじ」犀川一夫（岩波書店 1996年）
- ・「風雪の紋 一栗生楽泉園患者50年史ー」栗生楽泉園患者自治会編 （2001年）